

## ◆社団法人日本クレジット協会

## クレジットの利用は計画的に

今月18日に貸金業法が完全施行され、「消費者金融」（クレジットカードの「キャッシング」を含む）の分野に関して「総量規制」が導入され、原則、年収の3分の1を超える借入が制限されることになった。

一方、「販売信用」（商品やサービスの代金を後払いにするサービス）の分野では、今年の12月までに改正割賦販売法により、クレジット会社に「支払可能見込額調査」が義務付けられる。これは、「年収」「クレジット債務」「生活維持費」（持家・借家の別、世帯人数、居住地により異なる）を基礎にした計算で求める「支払可能見込額」の調査をクレジット会社の審査に求めるものだ。対象となる支払方式は、「分割払い」「リボルビング」「ボーナス1回払い」「2回払い」である（翌月1回払いは含まない）。

「年収」は利用者の自己申告又はクレジット会社が推定することができ、収入が少ない場合は、世帯収入を合算した申告が可能である。また30万円未満の極度額のクレジットカードは、この「支払可能見込額調査」を経ずに発行できるなど、利用者に対するさまざまな配慮が図られているので、クレジットを普通に利用している人には大き



な影響はないであろうが、収入に比べてきわめて高額なクレジットの利用や大きな極度額を持つカードの発行などは制限されることもあるので、ご理解をいただきたい。

このように、消費者金融にも販売信用にも、関係法律により審査のルールが導入された。ただし、これは、法律上の制限である。クレジットやローンを利用する上で、最も大切なのは利用者自身の「収入と支出のバランス」感覚であり、自己管理である。引き続き「計画的な利用」をお願いしたい。

## 協会メモ

▷会長＝堀部政男氏

▷住所＝東京都中央区日本橋小網町

14-1 住生日本橋小網町ビル

☎03・5643・0011

F A X 03・5643・0080

<http://www.j-credit.or.jp/>